

市役所各課へは
代表番号
(☎0956-24-1111)
からお申し込み



●女性の悩みごと相談所と子どもの人権相談所が開設

■長崎地方事務局佐世保支局総務課
(☎0956・24・4850)

とき 11月27日10～16時 ところ 日宇地区公民館、相浦地区公民館
相談内容 夫やパートナーからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー問題、子どもに関するいじめや児童虐待の問題など ※相談無料、秘密厳守。人権擁護委員がご相談に応じます。

●高等学校卒業予定者対象合同企業面談会

■佐世保公共職業安定所
(☎0956・34・8609)

とき 11月19日13～16時 ところ 体育文化館(光月町) 対象 平成19年3月卒業予定の高校生 参加企業 約30社(予定)

所資産税課、二輪の小型自動車↓佐世保自動車検査登録事務所(☎050・5540・2084)、軽二・三・四輪↓軽自動車協会(☎0956・31・1385) ※自賠責保険(共済)には必ずご加入ください。

●中小企業の人材育成に補助金

■市役所商工労働課

●市内の中小企業の経営者や従業員などが、平成18年度中に中小企業大学校で研修を受ける場合 受講料、旅費、宿泊費の半分(一企業当たり上限10万円) ●市内の事業協同組合などで、人材育成のための研修会などを実施する場合 費用の一部(上限30万円)

●水道メーター取り替えにご協力を

■水道局営業課

(☎0956・24・1151) 水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められています。有効期限内に水道局発行の身分証明書を携帯した委託業者が訪問し、無料で水道メーターを取り替えますので、ご協力をお願いします。

●水道管も防寒対策を

■水道局給水課

(☎0956・24・1151) 水道管が凍結しないために 地上に露出している水道管には、布を巻いてビニールなどで覆うか、保温

●国保の変更届けは14日以内に

■市役所戸籍住民課

転入、転出、健康保険の種類や記載事項に変更があったら、世帯主が戸籍住民課か各支所、各行政センターで手続きを。ほかの健康保険に加入しても、国保をやめる手続きをしていないと、保険税を二重に支払う恐れがあります。国保への加入手続きが遅れると、さかのぼって国保税を納めることになります。

●退職者医療制度

■市役所戸籍住民課

条件はありますが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が、74歳までこの制度で医療を受けることとなります。年金証書を受け取ってから14日以内に、同課か各支所、各行政センターで手続きが必要です。

●20歳になったら国民年金

■社会保険事務所(☎0956・34・1148)、市役所戸籍住民課

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し、保険

料を納めることが義務付けられています(厚生年金、共済年金などに加入の場合は不要) ※保険料を納めることが困難な場合は、従来の保険料免除制度や若年者納付猶予制度、学生納付特例制度などが利用できます 手続き 市役所戸籍住民課、各支所、各行政センターで

●「名義貸し」トラブルにご用心

■市消費生活センター

(☎0956・22・2591) 顔見知りの販売店に「迷惑をかけるから、商品を買ったことしてくれないか」と頼まれ、安易にクレジット(割賦販売)を申し込み、後日、高額な請求を受けたというトラブルが増えています。「名義貸し」はあなたの借金です。ご注意ください。困った時は、同センターにご相談を。

●事業主の皆さん、給与支払報告書の提出を

■市役所市民税課

平成18年中に給与・賃金など(パートタイマー、中途退職者の分を含む)を支払った法人や個人事業主は、賃金台帳などを整理し、年末調整が済んだら、給与支払報告書2部(フリガナ、生年月日の記入が必要)と総括表1部の提出を ※平成19年1月1日現在で市外在住の従業員の分は、それぞれの市町村へ提出を 提出期限 11月31日 提出先 同課

●光の子マーチングバンドへ楽器の交付を行いました

■消防局予防課

(☎0956・23・9256) 消防出初式をはじめ、多くの防火・防災の啓発広報活動を行っている光の子マーチングバンドへ、昨年11月(財)日本防火協会から宝くじの助成金で、トランペットとホルンが交付されました。

●道路・法定外公共物(里道・河川)占用許可の更新手続きを

■市役所土木部管理課

該当者は、送付された「道路・法定外公共物占用更新許可申請書」に必要な事項を記入して、同課に提出してください 受付期間 11月30日～2月28日

●平成19年度の体育施設利用者日程調整会議

■市教育委員会スポーツ振興課

対象 団体専用利用希望者 ※会議の参加には、事前に申し込みが必要です。佐世保球場は、平成19年3月から同20年3月の利用について調整します お尋ね ①③④ 総合グラウンド(☎0956・47・3125)、② 体育文化館(☎095

●1月は市県民税第4期分、国民健康保険税第8期分の納付月です

■市役所納税課

忘れずに納期内に納めましょう。納付には便利な口座振替や納税組合をご利用ください。

●償却資産の申告を

■市役所資産税課

対象 平成19年1月1日現在、市内で事業を営む償却資産の所有者 固定資産の対象となる償却資産の範囲 土地、家屋以外で事業に使用している構築物、機械装置、船舶、器具、備品など耐用年数1年以上、取得価格10万円以上の物(10万円未満のものでも固定資産として計上し、減価償却額が所得の計算上、損金が必要な経費に算入される物は該当します) ※取得価格20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する物は対象となります。申告書がない人はご連絡を 申告期限 11月31日 申告先 同課

●軽自動車税は4月1日現在の登録者に課税されます

■市役所資産税課

持ち主の変更、廃車、盗難に遭ったなどの場合は、3月31日までに手続きを 手続き、お尋ね 百二十五cc以下のバイクと小型特殊車 市役

館(☎0956・22・2194) 6・22・1522)、⑤ 県立武道

とき	ところ	対象施設
①2月3日14時	佐世保野球場会議室	佐世保野球場、世知原野球場、吉井野球場
②2月14日13時30分	コミュニティセンター1階研修室	体育文化館(体育室)、振興会体育館、小佐々海洋センター体育館、小佐々スポーツセンター
③2月16日14時	総合グラウンド陸上競技場南棟ミーティングルーム	総合グラウンド庭球場、世知原テニスコート、吉井テニスコート
④2月19日14時	総合グラウンド陸上競技場南棟ミーティングルーム	総合グラウンド(陸上競技場、運動広場)、東部スポーツ広場(ラグビー・サッカー場、ソフトボール場)、北部ふれあいスポーツ広場(多目的広場)、小佐々中央運動広場グラウンド、大悲観グラウンド、吉井北部運動広場、吉井ソフトボール場、御橋運動場、世知原運動広場栗迎農村公園運動広場
⑤2月21日18時	武道館3階会議室	県立武道館

人権 シリーズ

さまざまな人権 女性と人権 男女平等の理念は、憲法に明記され、男女雇用機会均等法などによって法制上でも平等の原則が確立されてきましたが、現実的には、女性の就業環境、家事の負担、夫などからの暴力、性的嫌がらせなどの問題が存在しています。男女共同参画社会の実現には、根強く残る性別役割分担意識を変えていくことが重要です。 お尋ね 市役所人権啓発課